

## ニュージーランドの年金制度の現状と課題

中 川 秀 空

- ① 1898年に老齢年金法が制定されて以来、ニュージーランドの公的年金制度は様々な改革がなされてきた。現在では、一定の居住期間を受給要件とし、ミーンズテスト（資力調査）のない定額の年金、いわゆるユニバーサル型のニュージーランド老齢年金制度を有している。ニュージーランドの公的年金は1階のみであり、我が国のような報酬比例の2階部分はない。このため、公的年金を補完するものとして、2007年に任意の退職貯蓄制度であるキウィセイバーが導入された。
- ② ニュージーランド老齢年金は、税で賄われるため保険料負担はない。現役時代の所得や納税額と関係なく、一定額が支給される年金であり、我が国における国民年金保険料の未納のような問題は発生しない。受給対象者はニュージーランドに10年以上住む65歳以上の高齢者であり、高齢者の97%が受給している。その給付水準は、夫婦世帯において、平均賃金の66%である。また、住居補足手当等の付加給付が支給されている。
- ③ キウィセイバーは、所得の一部を積み立てることで、公的年金を補完し、高齢者の所得保障の強化を図るものである。キウィセイバーは任意の制度であるが、新規の被用者は、採用時にキウィセイバーに自動的に加入し、一定期間内に脱退を選択できる。被用者と雇用主による掛金をファンドで運用し、その運用実績は個人ごとの勘定に積み立てられる。また、キウィセイバーの促進のため、政府による助成も行われている。
- ④ ニュージーランドの公的年金制度は、高齢者の貧困防止という観点からは、OECD諸国のなかでは上位にランキングされながら、最もコストの低い年金制度の1つといわれている。しかし、他のOECD諸国と同様に、ニュージーランドにおいても高齢化の進行が予想されており、将来の年金財政は決して楽観視できるものではない。ニュージーランドの高齢化率は、現在は14%であるが、2030年代半ばには23%に上昇し、GDPに対する年金給付費の比率は、現在の4.3%から、2050年には8%に上昇すると見られている。
- ⑤ 高齢化が進むなかで年金制度を持続するには、将来のニュージーランド国民がその負担に耐えられるものでなくてはならない。このためニュージーランドでは、年金額のスライド調整の見直しによる給付水準の引下げや、公的年金の支給開始年齢の引上げが議論されている。また、キウィセイバーを大幅に拡大し、その貯蓄の一部を支給開始年齢の引上げの間の給付に回すことが提案されている。
- ⑥ 給付水準の引下げや、支給開始年齢の引上げなど、今後、公的年金の守備範囲の縮小が予想されるなか、公的年金を補完する手段として、企業年金など私的年金の促進が求められる。ニュージーランドで導入されたキウィセイバーは、新規採用時に自動加入させる手法を用いて高い加入率を確保しており、OECDから注目されている。

# ニュージーランドの年金制度の現状と課題

社会労働調査室 中川 秀空

## 目 次

はじめに

### I 公的年金制度の沿革

- 1 公的年金制度の創設
- 2 国民老齢年金の導入
- 3 ニュージーランド年金基金とキウイセイバーの導入

### II ニュージーランド老齢年金制度

- 1 概略
- 2 受給要件
- 3 給付
- 4 その他の給付

### III ニュージーランド老齢年金基金

- 1 ニュージーランド老齢年金基金の創設
- 2 基金の管理と運用実績

### IV キウイセイバー

- 1 概略
- 2 加入と脱退
- 3 ファンドの選択
- 4 拠出
- 5 政府による補助
- 6 キウイセイバーの引き出し
- 7 関係機関

### V 人口高齢化と年金改革の議論

- 1 人口高齢化と年金給付費の増大
- 2 スライド調整の見直し
- 3 支給開始年齢の引上げ
- 4 高所得者への給付制限
- 5 キウイセイバーの拡大

おわりに

## はじめに

1898年に老齢年金法（Old Age Pensions Act 1898）が制定されて以来、ニュージーランドでは、公的年金制度の様々な改革が重ねられてきた。現在では、居住のみを受給要件とし、税を財源とするミーンズテスト<sup>(1)</sup>のない定額の年金、いわゆるユニバーサル型<sup>(2)</sup>のニュージーランド老齢年金制度（New Zealand Superannuation）を有している。ニュージーランドの公的年金は1階のみであり、我が国のような所得比例の2階部分はない。高齢者の多くは、高齢期の所得の大部分を、所得水準にかかわらず一律に支給されるニュージーランド老齢年金制度に依存している<sup>(3)</sup>。

ニュージーランドの人口は、現在、444万人である。そのうち65歳以上人口は62万人で、高齢化率は14%であるが、2030年代半ばには23%に上昇すると見られている。人口高齢化による年金給付費の増大に備えるため、2003年に、公的資金を投入して、ニュージーランド年金基金（New Zealand Superannuation Fund）

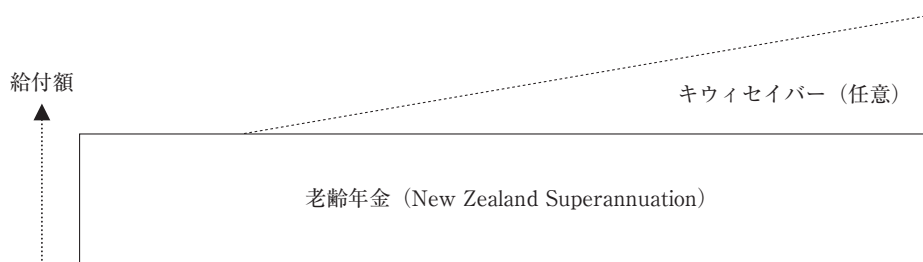
が創設された。これにより、将来の財政負担の平滑化を図っている。また、2007年には、ニュージーランド老齢年金制度を補完し、高齢期に備えた蓄えを促進するため、自発的な退職貯蓄制度であるキウィセイバー（KiwiSaver）が導入された。キウィセイバーは任意加入の制度であるが、新規に雇用されるときに自動的に加入する仕組みを採用しており、私的年金を普及させる手法として、OECDで注目されている（図）。

## I 公的年金制度の沿革

### 1 公的年金制度の創設

ニュージーランドの公的年金制度の特徴は、財源が税であることと、ミーンズテストのない普遍的（ユニバーサル）な給付になっていることである。これは、19世紀末に、公的年金が導入されて以来のニュージーランドの社会的、政治的歴史を反映した結果である。ニュージーランドでは、1880～1890年代の不況により、困窮者が増加し、特に高齢者の貧困問題が深刻化した。このため、19世紀末に高齢者の貧困対策に関する議論が活発化した。家族の責任や

図 ニュージーランドの年金制度



（出典） 筆者作成。

- (1) 資産・所得の有無及び程度によって公的給付の支給の必要性を判断することとされている場合に行われる資力調査で、資産テストと所得テストがある。
- (2) 税で賄われ、保険料の支払や加入実績にかかわらず、一定の居住要件を満たし、一定の年齢に達した者に一律に支給する年金である。国民に広く支給される普遍的な年金であり、保険料納付の必要がないため、無年金者が生じにくい。
- (3) ニュージーランドの高齢者の60%は、その所得の80%以上をニュージーランド老齢年金によっている。また、高齢者の40%はその所得のすべてをニュージーランド老齢年金に頼っている。Ministry of Social Development, *Household incomes in New Zealand: Trends in indicators of inequality and hardship 1982 to 2011*, August 2012, p.139. <<https://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/publications-resources/monitoring/household-incomes/>> 以下、本稿の注におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2013年6月5日である。

慈善活動の役割が強調される一方で、社会の責任も主張され、社会保険方式による年金制度や、税方式による普遍的なユニバーサル型の年金の導入が提案された。その結果、1898年に老齢年金法が制定され、所得テストと資産テストによる厳格なミーンズテストの下で、65歳以上の高齢者に老齢年金が支給されることになった。その額は、単身者で年に最大で18ポンド<sup>(4)</sup>（当時の労働者の賃金の約3分の1）、夫婦はその2倍に設定され、65歳以上人口の3分の1を少し上回る規模の高齢者に支給された。<sup>(5)</sup>

1898年老齢年金法の基本的な枠組みは、1938年社会保障法（Social Security Act 1938）の制定まで40年間続いた。この間、老齢年金法では中産階級の高齢期の所得保障にこたえられないため、年金改革の議論が続き、社会保険方式による年金の導入、私的年金の促進、あるいはユニバーサル型の年金の導入が提案された。

1920年代、ニュージーランド政府は社会保険方式による年金制度の導入を提唱し、1927年に国民保険法案（National Insurance Bill）を作成したが、実現しなかった。その後、1938年に社会保障法が制定され、老齢給付（Age benefit）とユニバーサル老齢年金（Universal superannuation）の2種類の給付が設けられ、いずれかを選択する年金制度が導入された。老齢給付はミーンズテストのある年金で、60歳から支給され、その給付水準は夫婦世帯で税引き後の平均賃金の72%程度であった<sup>(6)</sup>。一方、ユニバーサル老齢年金は、65歳以上で老齢年金を受給していない高齢者に支給され、その額

は老齢給付の約13%程度の水準であった<sup>(7)</sup>。

戦後、生産性と実質賃金が上昇するなかで、賃金に対する年金の給付水準は低下傾向を示した。このような傾向は、年金水準の再考を促すことになった。その結果、1950年代と1960年代の特別手当の支給、単身者の給付額を夫婦世帯の50%から60%へ引上げ、ユニバーサル年金の給付額の断続的な引上げなどの措置がとられ、1960年には、老齢給付における資産テストが廃止された（所得テストは残された）。

## 2 国民老齢年金の導入

1975年に、第3次労働党政権により、社会保険方式の強制貯蓄年金制度が導入されたが、1976年の新政権（国民党）により、同制度は短期間で廃止された。1977年に、国民党政権は、現行制度の原型である60歳から支給するユニバーサル型の国民老齢年金（National Superannuation）を導入した。同制度は、夫婦世帯に対する給付額を税引き前の平均賃金の80%に設定し、単身者には、夫婦世帯への給付額の60%を支給するものであった。ニュージーランドに10年間居住していることで受給資格を取得し、所得テストも資産テストも課せられないものである。しかし、給付額の改善、それまでの老齢給付における所得テストの廃止、受給者の拡大により、年金給付費が増大することになった。年金給付費は、1971-72年度においてGDPの3%だったものが、1978-79年度には6.9%まで上昇し、制度の持続性に関心が集まった。このため、1979年に、国民老齢年金の給付額が削

(4) ニュージーランドでは、1967年まで通貨単位としてニュージーランド・ポンドが用いられていた。現在では、ニュージーランド・ドル（NZドル）が用いられている。

(5) David Preston, *Retirement Income in New Zealand: the historical context*, December 2008, p.13. <<http://www.cfri.org.nz/sites/default/files/docs/RI-Review-BP-Retirement-Income-History-2008.pdf>>

(6) 老齢給付の実施により、年金の支給開始年齢は65歳から60歳に引き下げられ、年金額は週に30シリング、年に78ポンドに引き上げられた。受給者の経済状況は、これにより、その当時の標準としては好ましいものに改善された。 *ibid.*, p.14.

(7) 1940年から、老齢給付の受給資格のない65歳以上の高齢者に、年に10ポンドの少額のユニバーサル老齢年金が支給されることになった。支給額は徐々に増額され老齢給付と同額となる予定であったが、これが実現したのは1960年になってからである。この新しい年金の費用や医療など他の社会保障のコストをカバーするため、所得の5%の社会保障税が導入された。 *ibid.*, p.15.



減され、夫婦世帯への給付額を税引き前の平均賃金の80%から、税引き後の賃金の80%になるように改正された<sup>(8)</sup>。

1985年に、第4次労働党政権により、厳しい財政状況に対処するため、受給者に対する上乗せ課税制度(surcharge)が導入され、年金以外の所得に、年金受給額を上限として高率の税が課されることになった。これは、実質的に所得テストと同様の効果を有するものであった。導入初年に、受給者の10%が全受給額に相当する額を、また13%が一部に相当する額を納税した。さらに、1989年には、給付額を税引き後の賃金の65~72.5%の水準に減額した。

1993年には、国民老齢年金はニュージーランド老齢年金と名称変更された。また、1992年から2001年にかけて段階的に、支給開始年齢が65歳に引き上げられた。さらに、上乗せ課税の税率を20%から25%へ引き上げ、所得控除額は引き下げられた。これらの改革の結果、GDPに占める年金給付費の比率は、1980年代初頭の8%近くから、1990年代後半には5%超まで下がった。しかし、これらの改革は、年金問題に関する国民の関心を高めることになった。

1996年、国民党と、社会保険方式の退職貯蓄制度を目指すニュージーランド・ファースト党による連立政権が誕生した。連立協定で、1997年に年金制度に関する国民投票を実施することになり、強制的退職貯蓄制度(Compulsory Retirement Savings Scheme)案が作成された。これは、1997-98年度に3%の保険料を導入し、2002-03年度までに8%に引き上げ、65歳から支給する退職年金を個人の退職貯蓄口座の資金

で購入し、目標となる貯蓄額に達しない者には政府が補助するというものであった。しかし、国民投票(1997.9.26)では、同案に対して91.8%の大多数が反対した。また、1998年には上乗せ課税制度が廃止された。

### 3 ニュージーランド年金基金とキウィセイバーの導入

2003年に、ニュージーランド年金基金が創設され、ベビーブーマー<sup>(9)</sup>の引退(2020~2030年)による年金コストの増大に備えるため、政府の拠出による準備金の積立てが開始された。基金の資産は2020年までは取り崩すことができない。また、2006年にキウィセイバー法(KiwiSaver Act 2006)が制定され、2007年から、新規の退職貯蓄制度であるキウィセイバーが実施された。これは、それまでのニュージーランド政府の基本方針から脱却し、国民の自発的な退職貯蓄を促進する政策である。キウィセイバーは個人貯蓄であるが、個人の掛金に、雇用主の拠出、政府の補助、および税制上の優遇を組み合わせたものである。確定拠出型<sup>(10)</sup>であり、退職年齢において、各自の口座に積み立てられた資産を一括払いで給付する。キウィセイバーの導入により、現在のニュージーランドは、2つの主要な高齢者所得保障制度を有することになった。居住要件を満たす65歳以上の高齢者のためのユニバーサル型のニュージーランド老齢年金と、これを補完する任意加入のキウィセイバーである。

(8) 1979年において、税引き前の平均賃金の80%は、税引き後の平均賃金の89%の水準であった。このため、税引き後の賃金の80%になるよう改正されたが、当時の物価と賃金の上昇は大きかったため、この改正により、給付実額が下がることはなかった。ibid., p.16.

(9) ニュージーランドのベビーブーマーは、1946年から1965年生まれの世代の人たちである。

(10) 拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額が決定される制度である。企業が追加拠出をする必要はないため、加入者が運用のリスクを負い、給付額が定まらないため老後の生活設計を立てにくい面がある。しかし、途中で転職しても、自分の年金原資を転職先に移管して、通算した年金を受け取ること(ポータビリティ)が可能である。一方、加入した期間や給付水準等に基づいてあらかじめ定められた算定方式により給付額が決定される制度を確定給付型という。

## II ニュージーランド老齢年金制度

### 1 概略

ニュージーランド老齢年金制度 (New Zealand Superannuation, 以下 NZS という) は、ミーンズテストを伴わない、税による定額の年金である。原則として、所得、資産、就労状況によって給付額が減じられることはない<sup>(11)</sup>。

NZS は、ニュージーランドの国民であるか永住権を有する者で、一定期間ニュージーランドに居住していることを条件に 65 歳から支給される<sup>(12)</sup>。ニュージーランドと社会保障協定を締結している国からの移住者は、居住期間が満たなくても NZS が支給される場合がある。受給者数は現在約 60 万人であり、65 歳以上人口のうち、NZS (退役年金<sup>(13)</sup>を含む) を受給している者の割合は 97% である<sup>(14)</sup>。給付水準は、夫婦世帯において、平均賃金の 65~72.5% の水

準となるよう毎年見直され、現在は約 66% である。所得テストがないため、NZS を受給するには退職している必要はない。

NZS は一般税で賄われ、保険料負担はない。2012 年 3 月末時点における年間の総給付額は約 94 億ドル (NZ ドル、以下同じ。約 7520 億円<sup>(15)</sup>) であった<sup>(16)</sup>。税を財源としているため、財政を担当するニュージーランド財務省 (New Zealand Treasury) と社会開発省 (Ministry of Social development) が調整して企画運営するが、実際の給付業務は、支給事務手続等を行う社会開発省のサービス機関である WINZ (Work & Income of NZ) が行っている (表 1)。

### 2 受給要件

NZS を受給するには、年齢が 65 歳以上<sup>(17)</sup>であること、ニュージーランド国民であるか永住権を有していること、かつ申請時にニュージーランドに現に居住していることが必要である。

表 1 NZS の概略

受給者数	約 60 万人 (高齢者の約 97%)
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上であること</li> <li>・ ニュージーランド国民であるか、永住権を保有していること</li> <li>・ 20 歳以降に 10 年以上ニュージーランドに居住していること</li> <li>・ そのうち 50 歳以降に 5 年間の居住期間が含まれていること</li> <li>・ 申請時にニュージーランド国内に居住していること</li> </ul>
給付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夫婦世帯 週に 549.88 ドル (約 43,990 円、税引き後の給付額、平均賃金の 66%)</li> <li>・ 単身世帯 週に 357.42 ドル (約 28,594 円、税引き後の給付額、夫婦世帯の 65%)</li> </ul>
受給方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 週間毎に指定口座に振り込み</li> <li>・ 手続は WINZ の地域事務所</li> </ul>

(出典) Work and Income, *New Zealand Superannuation*. <<http://www.workandincome.govt.nz/individuals/a-z-benefits/nz-superannuation.html>> 等を基に筆者作成。

(11) ただし、NZS の支給開始年齢に達していないパートナーのための給付は、所得によって減額される。Ministry of Social Development, "Retirement: New Zealand Superannuation." <<http://www.msd.govt.nz/what-we-can-do/seniorcitizens/entitlements/retirement-income.html#NewZealandSuperannuation1>>

(12) NZS の給付が認められると、スーパーゴールドカードが送られてくる。スーパーゴールドカードは、国中で様々な割引が受けられるカードであり、オフピーク時の公共機関の無料化などのサービスが受けられる。

(13) 戦争に従事していたなど一定の要件を満たす者には、NZS と同様の退役年金 (Veteran's Pension) が支給される。2012 年 3 月末において、NZS の受給者数は 592,470 人、退役年金が 9,658 人であった。Ministry of Social Development, *Description of New Zealand's current retirement income policies*, February 2013, pp.3-4. <<http://www.treasury.govt.nz/publications/reviews-consultation/prg/background/prg-msd-dnzcif.pdf>>

(14) *ibid.*, p.8.

(15) 2013 年 6 月 5 日時点のレートである 1NZ ドル = 約 80 円で換算。以下、同じである。

(16) Ministry of Social Development, *op.cit.*(13), p.14.

また、医療上の必要、伝道活動、ボランティア活動など一定の事由で海外にいた場合を除き、20歳以降にニュージーランドに少なくとも10年以上にわたって住んでいたことが求められ、そのうち少なくとも5年間は、50歳以降にニュージーランドに住んでいなければならない<sup>(18)</sup>。市民権あるいは永住権のない者はNZSを受給できないが、例えば、難民を申請中のような移民<sup>(19)</sup>には、緊急手当 (Emergency Benefit)<sup>(20)</sup>が支給されることがある。

NZSを受給するには、申請時にニュージーランドでの通常の居住者である必要がある。通常の居住者とは、適法にニュージーランドに在住する意思を有していると考えられる人達である。通常の居住者かどうか不明な場合は、ニュージーランドを出国した理由、帰国した理由、休暇で出国したのか、永住する意思で出国したのか、ニュージーランドで継続的に居住した期間、ニュージーランドにおける不動産等の資産の所有状況、現金資産をどこで保有しているか、所得をニュージーランドあるいは海外で得ているか、ニュージーランドで税を払っているか等が考慮される<sup>(21)</sup>。

### 3 給付

#### (1) 給付水準

NZSの給付額は、毎年4月1日に消費者物価指数の伸びに合わせて調整される。また、結婚・準結婚 (civil union, 同性婚を含む)・事実婚 (de facto) におけるパートナーがともにNZSの受給資格がある場合の夫婦世帯に支給される物価スライド調整後の週当たりの給付額 (税引き後) が、男女の週当たり平均賃金 (税引き後) の65%から72.5%の範囲に収まるよう定められている。現状では、この率が66%を維持するように運用されている<sup>(22)</sup>。男女の週当たり平均賃金は、ニュージーランド統計局 (Statistics New Zealand) による四半期雇用賃金調査に基づくものである。

後述の単身手当 (1人で生活するNZS受給者への手当) の受給資格のある単身者に支給される週当たりの給付額 (税引き後) は、両者ともNZSの受給資格がある場合の夫婦世帯に支給される週当たりの給付額 (税引き後) の約65%である。単身手当の受給資格のない単身者に支給される週当たりの給付額 (税引き後) は、夫婦世帯に支給される週当たりの標準給付額 (税引き後) の約60%である。

(17) 65歳以前に申請すれば65歳になった日から支給が開始されるが、65歳以降に申請がなされた場合は、申請日から支給される。Ministry of Social Development, "Applying for New Zealand Superannuation." <<http://www.msd.govt.nz/what-we-can-do/seniorcitizens/entitlements/nz-superannuation/applying-for-new-zealand-superannuation.html>>

(18) Ministry of Social Development, "New Zealand Superannuation." <<http://www.msd.govt.nz/what-we-can-do/seniorcitizens/entitlements/nz-superannuation/index.html>>

(19) 移民がNZSを受給するには、2009年移民法 (the Immigration Act 2009) による居住ビザ、1987年移民法 (the Immigration Act 1987) による居住許可等が必要である。Work and Income, "New Zealand Superannuation: Permanent residence." <[http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income\\_support/main\\_benefits/new\\_zealand\\_superannuation/new\\_zealand\\_superannuation-08.htm](http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income_support/main_benefits/new_zealand_superannuation/new_zealand_superannuation-08.htm)>

(20) 65歳以上の者で、NZSも退役年金も受給資格がなく、他の社会保障給付も受けられない困窮者は、ミーンズテスト付きの緊急手当が受けられる。緊急手当の受給の理由のほとんどはNZSの居住要件を満たしていないことである。2012年3月末において、緊急手当を受けている者は4,109人であった。Ministry of Social Development, *op.cit.*(13), p.14.

(21) Work and Income, "New Zealand Superannuation: Deciding ordinarily resident." <[http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income\\_support/main\\_benefits/new\\_zealand\\_superannuation/new\\_zealand\\_superannuation-05.htm](http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income_support/main_benefits/new_zealand_superannuation/new_zealand_superannuation-05.htm)>

(22) Ministry of Social Development, *op.cit.*(13), p.9.



(2) 給付額

NZS の実際の給付額は、受給者が単身で1人暮らしをしているか、単身で共同生活をしているか、結婚・準結婚・事実婚の夫婦世帯でそのパートナーも NZS の受給資格があるか、あるいは受給資格のないパートナーの分を受給者の NZS に含ませるか否か、などの諸条件により異なる。

NZS は課税され、源泉徴収された上で支給される。受給者の所得の状況によって、課税される税率が異なる<sup>(23)</sup>。表2は、NZS が主たる収入源 (NZS が最も多い、あるいは NZS のみ) である受給者における税引き前と税引き後の給付額である。単身で1人暮らしの場合は、1週間の給付額は税引き後で 357.42 ドル (約 28,594 円)、単身で共同生活の場合は 329.93 ドル (約 26,394 円) である (2013 年 4 月)。夫婦世帯のパートナーがともに NZS の受給資格がある場合は、各パートナーに支給され、1週間の給付額は税引き後で各自 274.94 ドル (約 21,995 円)、世帯合計で 549.88 ドル (約 43,990 円) である。夫婦世帯の1人のみが受給資格がある場合、原則として夫婦世帯の両者ともが資格のある場合と同額で、274.94 ドル (約 21,995 円) が受給資格者のみに支給される。しかし、受給資格のないパートナーの分を含めて受給することも可能であり、この場合は1週間の給付額は税引き後で 522.62 ドル (約 41,810 円) である。ただし、後

述するように、受給資格のないパートナーの分を含めて受給する場合は、所得テストが課せられる<sup>(24)</sup>。

NZS は、2週間ごとの火曜日に、税引き後の額が受給者の銀行口座に払い込まれる。通常は受給者の口座に直接払い込まれるが、正当な事由のある場合は、他の者、代理人、団体に払うこともできる<sup>(25)</sup>。

(3) 支給開始年齢に達していないパートナー

夫婦世帯の1人が受給者であり、他のパートナーが支給開始年齢に達していない場合、他のパートナーは自己の権利として NZS を受給することはできないが、受給者の年金にパートナーの分を含ませることが選択できる<sup>(26)</sup>。この場合、支給開始年齢に達していないパートナーは、ニュージーランド国民であるか永住権を有しており、あるいは 2009 年移民法の下で居住ビザを有していると考えられ、かつニュージーランドの通常の居住者であることが求められる。支給開始年齢に達していないパートナーの分を含む場合は、所得テストが課せられる。すなわち、パートナーの分も含んだ給付額は、受給者とそのパートナーの所得によって減額される。週に 100 ドル (税引き前) までの所得であれば給付額に影響しないが、100 ドルを超える場合は、100 ドルを超えた分の 1 ドルにつき 70 セントの割合で減額される<sup>(27)</sup>。例えば、週

(23) 受給者が NZS のほかに主たる収入源を有している場合は、NZS が主たる収入源である場合より、高い税率が適用される。Work and Income, “New Zealand Superannuation: Tax codes.” <[http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income\\_support/main\\_benefits/new\\_zealand\\_superannuation/changes\\_and\\_reviews\\_-\\_new\\_zealand\\_superannuation/taxation\\_new\\_zealand\\_superannuation-01.htm](http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income_support/main_benefits/new_zealand_superannuation/changes_and_reviews_-_new_zealand_superannuation/taxation_new_zealand_superannuation-01.htm)>

(24) Work and Income, “New Zealand Superannuation: Married, civil union or de facto clients.” <[http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income\\_support/main\\_benefits/new\\_zealand\\_superannuation/new\\_zealand\\_superannuation-28.htm](http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income_support/main_benefits/new_zealand_superannuation/new_zealand_superannuation-28.htm)>

(25) Work and Income, “New Zealand Superannuation: Payment.” <[http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income\\_support/main\\_benefits/new\\_zealand\\_superannuation/new\\_zealand\\_superannuation-27.htm](http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income_support/main_benefits/new_zealand_superannuation/new_zealand_superannuation-27.htm)>

(26) Work and Income, “New Zealand Superannuation: Age.” <[http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income\\_support/main\\_benefits/new\\_zealand\\_superannuation/new\\_zealand\\_superannuation-02.htm](http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income_support/main_benefits/new_zealand_superannuation/new_zealand_superannuation-02.htm)>

(27) Ministry of Social Development, *op.cit.*(18)



の所得が400ドルある場合は、 $300 \times 70$ セント = 210ドルが減額される。したがって、支給開始年齢前のパートナーの分も含んだ額よりも所得テストによる減額が大きい場合は、パートナーの分を含めない方が有利である。2013年4月1日時点のレートに基づけば、夫婦世帯合算の年収が25,786.06ドル（約206万2885円、NZSの受給額を除く）を超えると、パートナーの分を含めない方が有利である<sup>(28)</sup>。

#### (4) 夫婦世帯に対する単身者レートの適用

夫婦世帯で離れて暮らしている場合、夫婦世帯のレートに代わり、単身者のレートで支給されることがある。例えば、パートナーが13週以上入院して、入院給付額（hospital rate）<sup>(29)</sup>で受給している場合、単身者のレートが適用される<sup>(30)</sup>。また、パートナーが長期の施設ケアを受けている場合も単身者のレートが適用されるが、入院の場合と異なり、施設ケアを受けているパートナーの受給額は変わりがなく、夫婦世帯のレートの半分を受給し続ける<sup>(31)</sup>。

表2 給付額（2013年4月1日）

給付のタイプ	1週間の給付額（税引き前）	1週間の給付額（税引き後）
単身者、1人住まい	410.32ドル（約32,825円）	357.42ドル（約28,594円）
単身者、共同生活	377.05ドル（約30,164円）	329.93ドル（約26,394円）
夫婦世帯（準結婚・事実婚含む）で1人のみが受給資格者	310.34ドル（約24,827円）	274.94ドル（約21,995円）
夫婦世帯（準結婚・事実婚含む）で両者が受給資格者（各自）	310.34ドル（約24,827円）	274.94ドル（約21,995円）
夫婦世帯（準結婚・事実婚含む）で両者が受給資格者（合計）	620.68ドル（約49,654円）	549.88ドル（約43,990円）
夫婦世帯（準結婚・事実婚含む）で1人のみが受給資格者で、他のパートナーの分も含めて受給	587.46ドル（約46,996円）	522.62ドル（約41,810円）

（出典） Work and Income, New Zealand Superannuation and Veterans Pension rates (current).

<[http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/deskfile/nz\\_superannuation\\_and\\_veterans\\_pension\\_tables/new\\_zealand\\_superannuation\\_tables.htm](http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/deskfile/nz_superannuation_and_veterans_pension_tables/new_zealand_superannuation_tables.htm)> を基に筆者作成。

(28) Work and Income, “New Zealand Superannuation: Including a non-qualified partner.” <[http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income\\_support/main\\_benefits/new\\_zealand\\_superannuation/new\\_zealand\\_superannuation-35.htm](http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income_support/main_benefits/new_zealand_superannuation/new_zealand_superannuation-35.htm)>

(29) 受給者が公立の病院に入院した場合、NZSは最初の13週までは満額支給される。13週を過ぎると、入院給付額（hospital rate）まで減額される。入院給付額は、患者が自分で用意すると見られる個人的費目を推計したもので、2013年4月1日において、週に42.64ドル（約3,411円、税引き後）である。Work and Income, “New Zealand Superannuation: Hospitalisation.” <[http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income\\_support/main\\_benefits/new\\_zealand\\_superannuation/changes\\_and\\_reviews\\_-\\_new\\_zealand\\_superannuation/hospitalisation\\_new\\_zealand\\_superannuation.htm](http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income_support/main_benefits/new_zealand_superannuation/changes_and_reviews_-_new_zealand_superannuation/hospitalisation_new_zealand_superannuation.htm)>

(30) Work and Income, “New Zealand Superannuation: Single rate for married, civil union and de facto couples.” <[http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income\\_support/main\\_benefits/new\\_zealand\\_superannuation/new\\_zealand\\_superannuation-29.htm](http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income_support/main_benefits/new_zealand_superannuation/new_zealand_superannuation-29.htm)>

(31) Work and Income, “New Zealand Superannuation: Qualified partner with a partner in long term residential care.” <[http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income\\_support/main\\_benefits/new\\_zealand\\_superannuation/new\\_zealand\\_superannuation-32.htm](http://www.workandincome.govt.nz/manuals-and-procedures/income_support/main_benefits/new_zealand_superannuation/new_zealand_superannuation-32.htm)>

(5) 海外での受給

NZS の受給者が海外に渡航する場合、最初の 26 週については、通常通りに支給される。また、後述の障害手当や住居補足手当のような補足的な給付を受けている場合は、その給付は最初の 28 日間だけ支給される<sup>(32)</sup>。

海外渡航が 26 週を超える場合は、20 歳から 65 歳までの間のニュージーランドでの居住期間の長さによって給付額が異なる。すなわち、20 歳から 65 歳までの 540 か月 (45 年間) 居住した者は満額を受給できる。居住期間が 120 か月から 540 か月 (10 年から 45 年間) の者は、住んだ各月につき満額の 1/540 が支給される。したがって、居住期間が 120 か月 (10 年) の者は、満額の 120/540 である。<sup>(33)</sup>

4 その他の給付

ニュージーランドの高齢者は、NZS に加えて、補足的な給付を受給できる。以下はその主なものであるが、これらの給付の多くは、所得テストが課せられる。

(1) 単身手当 (Living alone payment)

単身手当は、1 人で生活する NZS 受給者を支援する手当であり、家計における臨時的な費用を補助する目的の給付である。単身手当は、NZS を受給し、単身でかつ 1 人暮らしである場合に支給される。夫婦世帯であっても、離れて暮らしているため単身者と考えられる場合 (パートナーが入院している場合、施設でケアを受けている場合など) も受給できる<sup>(34)</sup>。表 2 の給

付額は、単身手当を含んだ額である。

(2) 住居補足手当 (Accommodation Supplement)

所得および保有する現金資産が一定額より低い場合は、家賃、下宿代などの費用を補助する住居補足手当を受給できる。額は、居住地域、家族状況 (単身、夫婦、子どもがいる)、および受給者の家賃等の状況によって異なる<sup>(35)</sup>。2012 年 3 月末時点において、同手当の受給者数は 65 歳以上人口の 5.6% にあたる約 3 万 3000 人で、その平均額は週に 57 ドル (約 4,560 円) であった<sup>(36)</sup>。

(3) 障害手当 (Disability Allowance)

障害手当は、障害あるいは治療のための費用を援助するものである。医師への定期的な通院、薬剤などの支払を補助する。受給するには、その障害が少なくとも 6 か月以上続く見通しである旨の医師による証明と、所得が一定以下であることが必要である。また、レシート等の出費を証明するものの提出が求められる。2012 年 3 月末時点において、同手当の受給者数は 65 歳以上人口の 21.7% にあたる約 13 万人で、その平均額は週に 26 ドル (約 2,080 円) であった<sup>(37)</sup>。

(4) その他

突発的な事態等で緊急の資金が必要になった場合、NZS の前借りができる。これには、所得テストおよび資産テストがある。また、食料、宿泊、緊急の医療など、ほかに払う方法がない

<sup>(32)</sup> Ministry of Social Development, *Services for Seniors*, 2013, p.11. <<http://www.ms.govt.nz/documents/about-msd-and-our-work/publications-resources/brochures/seniors/msd-services-for-seniors-brochure-web.pdf>>

<sup>(33)</sup> Work and Income, "Travelling for more than 26 weeks." <<http://www.workandincome.govt.nz/individuals/how-we-can-help-you/travelling-or-migrating/pension-going-overseas/travelling-for-more-than-26-weeks.html#Howmuchcanyouget2>>

<sup>(34)</sup> Ministry of Social Development, "Living Alone Payment." <<http://www.ms.govt.nz/what-we-can-do/seniorcitizens/entitlements/nz-superannuation/living-alone-payment.html>>

<sup>(35)</sup> Ministry of Social Development, *op.cit.*(32), p.12.

<sup>(36)</sup> Ministry of Social Development, *op.cit.*(13), p.17.

<sup>(37)</sup> *ibid.*

緊急の場合に援助する1回限りの特別窮乏助成金 (Special Needs Grant)、財政的に厳しいときに、生活に不可欠な部分のコストについて、13週まで一時的な援助を受けることができる一時付加援助 (Temporary Additional Support)、死亡時の葬祭費を援助する葬祭手当 (Funeral Grant) などが受給できる。

### III ニュージーランド老齢年金基金

#### 1 ニュージーランド老齢年金基金の創設

NZSの財政方式は賦課方式である。すなわち、毎年のNZSの給付費は、その年のニュージーランドの国民に課せられる税から払われる。政府の予測では、人口高齢化のため、65歳以上になってNZSの受給資格者となる高齢者は、2050年には2倍となり、国民の税負担は大幅に増大すると予測されている<sup>(38)</sup>。これに対応するため、2001年に、ニュージーランド老齢年金基金 (New Zealand Superannuation Fund, 以下NZSFという)<sup>(39)</sup>と同ファンドを運営する政府機関である管理組織 (Guardians of New Zealand Superannuation, 以下GNZSという) が設立された。ベビーブーマーの年金給付がピークに達する20年後の国民の税負担を緩和する目的で、2003年から公的資金による積立てと運用が開始されている。

#### 2 基金の管理と運用実績

NZSFを運用管理する独立の機関として設立

されたGNZSは、ファンドを慎重かつ営利目的で投資運用しなければならないとされている。また、最適なポートフォリオによって運用すること、過度なリスクを負わない程度に最大限の利益を得ること、世界の責任ある一員としてのニュージーランドの名声を傷つけることを避けること、等の方針にしたがってファンドを運用しなくてはならない<sup>(40)</sup>。GNZSは、運用機関、資産管理機関を選定し、運用を委託し、それらの機関を監督する。GNZSには、ファンドの投資方針を決定し、その運営を監視するための委員会が置かれている。委員会は財務大臣が推薦し総督から任命される5人から7人の委員で構成される。委員はその専門性や経験をもって選ばれ、任期は5年で、再選が可能である<sup>(41)</sup>。ファンドの運用実績は、毎年、評価の上、議会へ報告される。

ファンドの運用は、2003年9月から開始された。これまでに、政府の拠出金が148.8億ドル (約1兆1904億円)、運用益が75.4億ドル (約6032億円)、税その他の控除が23.4億ドル (約1872億円) となっており、現在 (2012.8) のファンドの残高は、200.8億ドル (約1兆6064億円) となっている<sup>(42)</sup>。

ファンドには、20年間にわたって、リスクのないリターン率 (ニュージーランド財務省短期証券 (the 90-day Treasury Bill) の利率) を年に2.5%以上超えるという、長期目標が設定されている<sup>(43)</sup>。ファンドの投資が始まって以来のリターン率は7.05%であり (表3)、リスクのな

<sup>(38)</sup> New Zealand Superannuation Fund, "NZ's Ageing Population." <<http://www.nzsuperfund.co.nz/index.asp?pageID=2145879266>>

<sup>(39)</sup> The New Zealand Superannuation and Retirement Act 2001により、2001年10月に、第5次労働党政権の財務大臣であったMichael Cullenのリーダーシップの下に設立されたため、Cullenファンドとも呼ばれている。

<sup>(40)</sup> New Zealand Superannuation Fund, "Our Legislation and Mandate." <<http://www.nzsuperfund.co.nz/index.asp?pageID=2145879269>>

<sup>(41)</sup> New Zealand Superannuation Fund, "The controls on How the Guardians Manage the Fund." <<http://www.nzsuperfund.co.nz/index.asp?pageID=2145879271>>

<sup>(42)</sup> New Zealand Superannuation Fund, "Performance and Portfolio Update to 31 August 2012." <[http://www.nzsuperfund.co.nz/files/Monthly%20Performance%20Reports/Performance\\_Report\\_to\\_31\\_August\\_2012.pdf](http://www.nzsuperfund.co.nz/files/Monthly%20Performance%20Reports/Performance_Report_to_31_August_2012.pdf)>

<sup>(43)</sup> New Zealand Superannuation Fund, "Performance." <<http://www.nzsuperfund.co.nz/index.asp?PageID=2145855927>>

いりターン率すなわち財務省短期証券の利率を1.82%上回っている。現在のところ、目標に足りない結果となっているが、ファンドの投資が始まって以来、9年のうち6年は目標を上回る結果を残している。世界金融危機により、近年のパフォーマンスは落ちたものの、その後、回復基調を示しており、政府は、長期間（20年間）において、財務省短期証券より2.5%上回る結果を残し、政府の資金にかなりの貢献をするとの観測を持ち続けている<sup>(44)</sup>。

ファンドの資産配分は、表4のとおりである。債権その他の割合が35%であるのに対し、株式投資が65%と、リスク資産の割合が多い積極的な運用であるといえよう。

## IV キウイセイバー

### 1 概略

キウイセイバーは、ニュージーランド国民の高齢期の生活のための資産形成を促進するために導入された任意の退職貯蓄制度である。より多くの国民が、無理なく定期的に貯蓄する習慣をつけるよう設計されている。NZSは、退職後における基礎的な生活水準を確保する目的の年金であるが、多くの高齢者が望む生活水準には達しない。キウイセイバーは、NZSを補完し、退職後におけるより良い生活水準を確保しようとするものである。

キウイセイバーは、内国歳入庁（Inland Revenue Department）が管理・監督する。加入対象者は65歳未満のニュージーランド国民であり、新たに雇用される18歳以上の被用者は採

表3 ファンドの運用実績

年度	利益率	リスクのないリターン率 財務省短期証券の利率	リスクのない リターン率を超えた分
2003/04	7.69%	3.93%	3.76%
2004/05	14.13%	6.33%	7.80%
2005/06	19.21%	6.77%	12.43%
2006/07	14.58%	7.21%	7.37%
2007/08	-4.92%	7.97%	-12.89%
2008/09	-22.14%	5.49%	-27.63%
2009/10	15.45%	2.60%	12.85%
2010/11	25.05%	2.89%	22.16%
2011/12	1.21%	2.45%	-1.24%
開始以来	7.05%	5.23%	1.82%

（出典） New Zealand Superannuation Fund, *Working for the Future of All of Us* (Annual Report 2012), p.18. <[http://www.nzsuperfund.co.nz/files/Annual%20Reports/NZ\\_Super\\_Fund\\_-\\_2011\\_12\\_Annual\\_Report\\_-\\_website.pdf](http://www.nzsuperfund.co.nz/files/Annual%20Reports/NZ_Super_Fund_-_2011_12_Annual_Report_-_website.pdf)> を基に筆者作成。

表4 NZSFの資産配分（2012年9月30日）

海外の株式	国内の株式	不動産	債券	プライベートエクイティ*	インフラ	森林	その他民間市場	農地
60.4%	5.0%	6.4%	8.8%	1.7%	8.0%	6.6%	2.5%	0.6%

\*株式の未公開会社（または事業）に関する投資

（出典） New Zealand Superannuation Fund, "Performance and Portfolio Update to 31 August 2012." <[http://www.nzsuperfund.co.nz/files/Monthly%20Performance%20Reports/Performance\\_Report\\_to\\_31\\_August\\_2012.pdf](http://www.nzsuperfund.co.nz/files/Monthly%20Performance%20Reports/Performance_Report_to_31_August_2012.pdf)> を基に筆者作成。

(44) New Zealand Superannuation Fund, *Working for the Future of All of Us* (Annual Report 2012), p.18. <[http://www.nzsuperfund.co.nz/files/Annual%20Reports/NZ\\_Super\\_Fund\\_-\\_2011\\_12\\_Annual\\_Report\\_-\\_website.pdf](http://www.nzsuperfund.co.nz/files/Annual%20Reports/NZ_Super_Fund_-_2011_12_Annual_Report_-_website.pdf)>



用時に自動的に制度に加入することになっている。自動加入した新規の被用者は、採用後2～8週間の間に制度からの脱退を申し出ることができる。自営業者等は直接にキウィセイバーのプランのプロバイダーに申し込むことにより、キウィセイバーに加入できる。キウィセイバーの普及のため、政府による補助、税額控除の還付、雇用主による拠出補助等の促進策が設けられている。

加入者が被用者の場合、キウィセイバーの掛金は、賃金から徴収される。掛金は、賃金の3%、4%、あるいは8%（加入者は率を選べる）である。自営業者等は、契約したプロバイダーに掛金を払い込む。キウィセイバーのプランは、キウィセイバー・プロバイダーと呼ばれる民間部門の会社によって運用される。

キウィセイバーの貯蓄は、原則として、NZSの支給開始年齢になるまで、引き出すことができない。ただし、加入して3年経つと、その貯蓄を初めての自宅の購入資金として使うことができる。

キウィセイバーの加入者は、2007年の制度導入以来、順調に増加し、2012年6月30日時点で197万人（表5）である<sup>(45)</sup>。そのうち、自

動加入した者は74万人である。ニュージーランドの加入資格のある人の約半数がキウィセイバーに加入しており、特に新規に雇用されるときに自動的に加入する20代前半の加入率は70～80%と高い<sup>(46)</sup>。

## 2 加入と脱退

### (1) 加入者

キウィセイバーに加入するには、ニュージーランド国民であるか、永住権を有すること、また、NZSの支給開始年齢（65歳）に達していないことが求められる。18歳以上の者が雇用された場合は、キウィセイバーに自動的に加入する。ただし、一時的な雇用や臨時の農業労働等は自動加入の対象とはなっていない<sup>(47)</sup>。自営業者や無職者は、自身で選んだプロバイダーと直接契約する。

18歳未満の者がキウィセイバーに加入するには、保護者の同意が必要である<sup>(48)</sup>。加入時に、後述する1,000ドルの政府からの助成が出るが、18歳になるまでは、税額控除による還付および雇用主の拠出はない。60～64歳の者が加入した場合は、5年間加入しなければ、キウィセイバーの資産を引き出すことができない<sup>(49)</sup>。

表5 キウィセイバー加入者数の推移

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
加入者数	716,637	1,100,540	1,459,942	1,755,932	1,966,444
プロバイダー経由	338,279	477,971	706,290	877,076	975,743
雇用主経由	119,059	195,940	211,883	232,131	247,950
自動加入	259,299	426,629	541,769	646,725	742,751

※各年の6月30日時点の数値

（出典）KiwiSaver, “KiwiSaver statistics.” <<http://www.kiwisaver.govt.nz/statistics/>> を基に筆者作成。

(45) KiwiSaver, “KiwiSaver statistics as at 30 June 2012.” <<http://www.kiwisaver.govt.nz/statistics/ks-stats-12-06-30.html>>

(46) Commission for Financial Literacy and Retirement Income, *The Place of KiwiSaver in New Zealand's Retirement Income Framework*, March 2013, p.14. <<http://www.cflri.org.nz/sites/default/files/docs/RI-Review-2013-KiwiSaver.pdf>>

(47) 新規被用者が18歳未満である場合、93日未満の臨時農業労働者である場合、私的な家事労働者である場合、28日未満の一時的請負労働である場合は、自動的に加入しない。KiwiSaver, “Automatic enrolment.” <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/join/how-to/auto-enrol/>>

(48) KiwiSaver, “Under 18s.” <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/situation/under-18/>>

(49) KiwiSaver, “Who can join?” <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/join/who-can/>>

## (2) 加入方法と脱退

18～64歳の者が新規に雇用されると、臨時の農業労働等の除外事由に該当しない限り、自動的にキウイセイバーに加入する。雇用主は、新規採用時に、キウイセイバーの加入資格や加入方法、キウイセイバーの仕組み等を説明する書類一式 (KiwiSaver employee information pack) を新規被用者に提供する。新規被用者は、書類に住所・氏名や、希望する掛金率などを記入して雇用主に提出する。雇用主はこの情報を内国歳入庁に通知する。新規被用者の選択する掛金率にしたがって、掛金が賃金から徴収され、同時に雇用主の拠出も始まり、内国歳入庁に送られる。

自動的に加入した新規被用者は、採用後2週間から8週間の間に、キウイセイバーから脱退することができる。脱退するには必要書類に記入して、内国歳入庁か雇用主に提出する。脱退後は、雇用主は、賃金からの掛金の徴収および雇用主の拠出を停止し、内国歳入庁は、既に払われた掛金および雇用主の拠出分を返済する<sup>(50)</sup>。自動的な加入後に脱退する者の比率は年々下がり、2012年においては6.2%であった<sup>(51)</sup>。

## 3 ファンドの選択

新規被用者が脱退を選択しない場合は、最初の掛金の徴収から3か月以内に、加入するファンドを選択しなければならない。新規被用者は、数多くのプロバイダーが提供する幅広い範囲のファンドのなかから選択できる。新規被用者が加入するファンドを選択しない場合は、雇用主の指定するファンドに暫定的に加入する。雇用主が指定するファンドがない場合は、内国歳入

庁が指定する6つのプロバイダーのファンドに振り分けられる。加入者は、そのファンドに残るか、あるいは違うファンドを選ぶかを選択でき、いつでもファンドを変更できる。ただし、同時に加入できるのは1つのファンドである。<sup>(52)</sup>

プロバイダーは、キウイセイバーのプランを提供し、ファンドの加入者の資産を運用管理する責任を有する組織である。現在、銀行、保険会社、投資顧問会社など、32の金融機関がキウイセイバーのプロバイダーとしてプランを提供している<sup>(53)</sup>。そのうち、6機関があらかじめ定められた(デフォルトの)プロバイダーとして指定され、ファンドを選択しなかった加入者を均等に引き受けている。

キウイセイバーの運用結果は政府によって保証されているわけではなく、加入者の投資の選択のリスクは加入者が負う。しかし、キウイセイバーのファンドは金融庁によって規制されている。また、加入者にとってベストな結果となるような措置がとられ、例えば、キウイセイバーのファンドはすべて、手数料が適正であることが求められる。また、デフォルトのプロバイダーは、政府に対する報告義務が課せられ、政府によって監督されている。

## 4 拠出

### (1) 加入者の掛金

掛金は、雇用されているか、あるいは自営業か無職かによって異なる。雇用されている場合は、加入者は税引き前賃金の3%(2013年3月までは2%であった)、4%、8%の掛金を選択できる<sup>(54)</sup>。ひとたび掛金率を選択した場合は、3か

(50) KiwiSaver, "Opting out of KiwiSaver." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/opt-out/>>

(51) Commission for Financial Literacy and Retirement Income, *op.cit.*(46), p.13.

(52) KiwiSaver, "Choosing your KiwiSaver scheme." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/providers/>>

(53) KiwiSaver, "Locate a KiwiSaver scheme provider." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/providers/ks-providers.html>>

(54) 被用者の掛金率は、制度創設当初は4%または8%であったが、2009年4月からは2%の掛金率も認められるようになり、2%、4%、8%から選択することとなった。また、2013年4月からは、3%、4%、8%から選択することになっている。

月は変更できない。加入者が掛金率を選択しない場合は、最低限のレートである3%が適用される。キウイセイバーの掛金率の選択実績は、2012年において最低限の2%を選択した者が59%、4%を選択した者が36%、8%を選択した者が4%となっていた<sup>(55)</sup>。

賃金には、手当、ボーナス、歩合、臨時給与、残業手当、その他の報酬が含まれる。有給休暇や政府職員として海外にいる場合も、給与を得ている間は掛金の支払は続けられる。海外にいる間に給与が払われない場合は、加入者も雇用主も掛金を拠出する必要はないが、任意の掛金を払い続けることは可能である。雇用主は徴収した掛金を翌月の20日までに内国歳入庁に納めなければならない。掛金は、内国歳入庁でチェックされ、加入者の選択したファンドのプロバイダーに送られる。<sup>(56)</sup>

自営業、請負、無職等、被用者でない場合は、掛金はプロバイダーとの契約で設定し、プロバイダーに直接払う<sup>(57)</sup>。所得の一定率という形式でなく、一定の掛金額をプロバイダーと合意する。プロバイダーによっては、最低額を設定しているところがある。掛金は、一時払い、あるいは定期払いが選べる。

## (2) 掛金の停止

被用者で、12か月以上掛金を払っている場合、掛金の支払を一時停止することができる。これは、掛金一時停止制度 (contributions holiday) と呼ばれ、特にその理由は必要とされない。一時停止の期間は、原則として3か月から5年

の間であるが、一定の場合においては、3か月よりも短い停止も認められている。掛金を一時停止する回数は制限がない。一時停止中は、いつでも掛金の再開が可能である。ただし、その変更から3か月以内に再び変更する場合は、雇用主の同意が必要である。一時停止の期間中は、雇用主も拠出をする必要がなく、掛金を再開するときは、雇用主の拠出も再開する。<sup>(58)</sup>

掛金の支払が12か月未満の場合は、困窮している場合においてのみ、掛金の支払を停止できる。その期間は原則3か月であるが、事情により長くすることもでき、内国歳入庁が適切な期間を決定する。

## (3) 雇用主の拠出

加入者が被用者である場合、その雇用主も被用者のために掛金を拠出しなければならない<sup>(59)</sup>。その最低額は、その被用者の給与の2%に等しい額であったが、2013年4月から、3%に引き上げられた。雇用主は、任意で3%以上の拠出をすることも可能である。なお、2012年4月から、雇用主の拠出に課税されることになった。このため、被用者のファンドに入る雇用主による拠出金は、実質上減少することになった。

「既に、他の適格な退職貯蓄プランに拠出している場合」「被用者が18歳未満の場合」「被用者が65歳以上で少なくとも5年間掛金を払っている場合」「被用者が掛金一時停止等で拠出を停止している場合」は、雇用主は拠出する義務はない<sup>(60)</sup>。ただし、これらの拠出義務

<sup>(55)</sup> Commission for Financial Literacy and Retirement Income, *op.cit.*(46), p.16.

<sup>(56)</sup> Inland Revenue, "Your introduction to KiwiSaver: employee information." <<http://www.ird.govt.nz/resources/6/c/6c1eca804bbe5728ac07fcbc87554a30/ks3.pdf>>

<sup>(57)</sup> 自営業者等の場合、被用者と同様に、政府からの各種補助が受けられる。すなわち、スタート時の1,000ドルの補助、税額控除による還付を受ける資格がある。KiwiSaver, "Self-employed." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/situation/self-emp/>>

<sup>(58)</sup> KiwiSaver, "Take a contributions holiday." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/already/change-contrib/contributions-holiday/>>

<sup>(59)</sup> KiwiSaver, "Contributions from your employer." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/benefits/emp-contrib/>>

<sup>(60)</sup> Inland Revenue, *op.cit.*(56)

がない場合でも、任意で雇用主が拠出することは可能である。既に、退職貯蓄プランに加入している場合は、キウイセイバーの利点である税額控除の還付と雇用主の拠出を、そのプランを通して受けることができる<sup>(61)</sup>。他の適格な退職貯蓄プランに加入していてもキウイセイバーに加入できるが、雇用主の拠出義務は、トータルで給与の3%である<sup>(62)</sup>。

## 5 政府による補助

### (1) キックスタート補助

キウイセイバーを開始するにあたって、政府は、はずみをつけるための1,000ドル(約80,000円)を加入者に補助する(キックスタート)。この補助は、加入者の最初の掛金の支払、あるいは加入の通知があってから約3か月後に、内国歳入庁から加入者のキウイセイバーの口座に払われる。これは、1回限りの補助であり、例えば、海外渡航によりキウイセイバーを停止し、帰国後に別の口座で始めたとしても、補助は出ない<sup>(63)</sup>。キックスタートへの2011-12年度の政府支出は、総額で2億3,940万ドル(約191億5,200万円)であった<sup>(64)</sup>。

### (2) MTC

加入者の貯蓄を促進するため、政府は、18歳以上で掛金を払っている加入者の口座に、税額控除による還付(Member tax credit, 以下MTCという)の形で補助をしている。MTCは、加入者が引き出し可能な資格を得るまで、毎年、政府から払われる。

政府は、年に最大で521.43ドル(約41,714円)。なお、2011年6月30日以前は1,042.86ドル(約83,428円)であった)まで、加入者の拠出1ドルにつき50セントを補助する。すなわち、最大額の521.43ドル(約41,714円)を受けするには、年に1,042.86ドル(約83,428円)を拠出しなければならない。加入者の拠出がこれに足りないときは、最大額のMTCを受けするため、追加の掛金を払うことも可能である。例えば、15,000ドルの賃金で4%の拠出をしている被用者は、拠出金が600ドルでMTCは300ドルである。しかし、任意で442.86ドルを追加拠出すれば、最大額の521.43ドルのMTCが受けられる<sup>(65)</sup>。2011-12年度におけるMTCの政府支出は、7億9,950万ドル(約639億6,000万円)であった<sup>(66)</sup>。

## 6 キウイセイバーの引き出し

### (1) 通常引き出し

加入者は、NZSの受給資格年齢(65歳)に達したときに、キウイセイバーの貯蓄を引き出すことができる。60歳から64歳の間に加入した場合は、5年間の加入期間後に引き出すことができる。キウイセイバーからの引き出しは非課税である<sup>(67)</sup>。

### (2) 自宅購入のための引き出し

キウイセイバーの加入期間が3年以上で、加入者が自ら住む家を初めて買うときは、その費用としてキウイセイバーの貯蓄の一部を引き出すことができる。この場合に引き出せるのは、加入者の掛金と雇用主の拠出金の部分であり、

(61) 適格の退職貯蓄プランとは、例えばNZSの受給開始年齢まで引き出すことのできない貯蓄のようにキウイセイバーに類似した規約を有するプランである。適格の退職貯蓄プランの加入者は、税額控除還付が受けられるが、スタート時の1,000ドルの補助はない。キウイセイバーと退職貯蓄プランの両者に加入している場合は、税額控除還付は、最初に申請したプランに払われる。KiwiSaver, "Already saving." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/situation/saving/>>

(62) Inland Revenue, *op.cit.*(56)

(63) KiwiSaver, "\$1,000 kick-start payment." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/benefits/kick-start/>>

(64) KiwiSaver, *op.cit.*(45)

(65) KiwiSaver, "Member tax Credit." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/benefits/mtc/>>

(66) KiwiSaver, *op.cit.*(45)

(67) KiwiSaver, "Withdrawing your savings." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/already/get-money/standard/>>



1,000ドルのキックスタートおよびMTCの部分は引き出すことができない。

また、自宅購入目的でキウィセイバーを引き出す場合、ニュージーランド住宅公社 (Housing New Zealand Corporation) による自宅購入の助成金が受けられる<sup>(68)</sup>。この助成は、キウィセイバーに拠出した期間の1年につき1,000ドル(約80,000円)の割合で受けることができ、5,000ドル(約400,000円)を上限とする。夫婦世帯が共同で購入し、その両者とも助成を受ける資格がある場合は、合計で10,000ドル(約800,000円)までの助成が受けられる。

### (3) その他の引き出し

加入者が海外移住するときは、移住から1年後にキウィセイバーを引き出すことができる<sup>(69)</sup>。この場合の引き出し可能額は、加入者の掛金、雇用主の拠出金および1,000ドルのキックスタートにあたる部分であり、MTCの部分は引き出すことができない。<sup>(70)</sup>

また、加入者が財政的に困窮に陥ったときも、キウィセイバーの一部を引き出すことができる。すなわち、最低限の生活費がない場合、住宅ローンが返済不能で抵当権が実行されそうな場合、本人あるいは家族が障害の状態になったため住宅の改修が必要な場合、本人あるいは家族が病気やけがで医療費の支払が必要な場合等である。このときの引き出し可能額は、加入者の掛金、雇用主の拠出金にあたる部分であり、1,000ドルのキックスタートおよびMTCの部

分は引き出すことができない。<sup>(71)</sup>

加入者が深刻な疾病あるいは就労不可能な障害の状態にあるときは、キウィセイバーの貯蓄の全額を引き出すことができる<sup>(72)</sup>。

## 7 関係機関

キウィセイバーの運用には、内国歳入庁、金融庁および金融教育・退職所得委員会 (The Commission for Financial Literacy and Retirement Income) の政府機関が関与している。

内国歳入庁は、被用者に渡すキウィセイバーに関する資料を雇用主に提供し、加入者の掛金と雇用主の拠出金を領収する。内国歳入庁は、自動的な加入後3か月までに、政府による1,000ドルの補助金と、新規被用者および雇用主の掛金に利息をつけて、新規被用者の選択したファンドに払い込む。また、ファンドを選択しない者をデフォルトのファンドに割り当てる。加入者の脱退と掛金一時停止制度を管理し、キウィセイバーに関する情報を周知、注意を喚起する。

金融庁は、キウィセイバーのファンドの登録と規制に責任を有し、ファンドの運用を監督し、法令 (KiwiSaver Act 2006) が遵守されているかを監視する。

ニュージーランドでは、投資教育を国が行っている。金融教育・退職所得委員会が、国民に、生活設計から資産運用全般までの情報提供を行い、ウェブサイトや、ブックレット、セミナーなどを通して、金融に関する情報を提供し、国民の金融知識を高める役割を果たしている。<sup>(73)</sup>

(68) ニュージーランド住宅公社の助成を受けるには、キウィセイバーに3年間拠出していること、最初の家を買うこと、少なくとも6か月間は家に住む予定であることが必要である。一定条件の下で、以前に家を所有していた者にも助成が可能であるが、これはニュージーランド住宅公社が決定する。KiwiSaver, "First home deposit subsidy." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/benefits/home-sub/>>

(69) 海外に移住する場合は、移住後1年を経たときにキウィセイバーを引き出すことができ、口座を閉鎖することができる。

(70) KiwiSaver, "Moving overseas permanently." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/already/get-money/early/moving/>>

(71) KiwiSaver, "Significant financial hardship." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/already/get-money/early/hardship/>>

(72) KiwiSaver, "Serious illness." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/already/get-money/early/illness/>>

(73) KiwiSaver, "Who's involved in KiwiSaver." <<http://www.kiwisaver.govt.nz/new/about/who/>>

## V 人口高齢化と年金改革の議論

### 1 人口高齢化と年金給付費の増大

他の OECD 諸国に比べ、ニュージーランドの公的年金制度の財政状況は比較的に良好である。高齢者の貧困の防止という観点からは、OECD 諸国のなかでは上位にランキングされながら、最もコストの低い年金制度の1つといわれている<sup>(74)</sup>。しかし、他の OECD 諸国と同様に、ニュージーランドにおいても高齢化の進行が予想されており、将来の年金財政は決して楽観視できるものではない。

ニュージーランドの人口は、2012年9月時点で、444万人である<sup>(75)</sup>。2036年には540万人になり、2061年には600万人に増加すると予測されている<sup>(76)</sup>。現在の高齢化率は14%であり、高齢化の状況は我が国より緩やかである。しかし、ベビーブーマーが65歳に達することや、平均寿命の延びにより、2011年から2036年の間に高齢者人口が大幅に増加し、さらに少子化の進行<sup>(77)</sup>もあって、高齢化が進むと見られている。65歳以上人口を見ると、1980年当時から倍増し、2012年には60万人を超えた。

2036年には現在の2倍の120万人に増加し、2061年には150万人に達すると見られている。高齢化率は、2012年の14%から、2036年に23%、2061年に26%に上昇すると予測されている<sup>(78)</sup>。

問題は、高齢者人口が増えるだけでなく、現役世代（15～64歳）人口に対する高齢者（65歳以上）人口の比率が上昇することである。現役世代人口に対する高齢者人口の比率は、2011年は100人に対して20人であり、5人で1人を支えている計算になる。これが、2036年には約2.6人で1人を、2061年には約2.3人で1人を支えなくてはならないと見られている。

高齢化によりNZS受給者が急増すれば、NZSの財政に深刻な影響を与える。財務省の推計<sup>(79)</sup>では、現在のNZSの給付費はGDPの4.3%である<sup>(80)</sup>が、2050年にはGDPの8%に上昇すると見られている。また、政府の予測よりも、平均余命の延びは大きく、現行制度のままでは、NZSのコストは、2080年頃には10～12%に増加するとする見方もある<sup>(81)</sup>。NZSの給付費の増大を抑制し、公的年金制度を持続性のあるものにするためには、スライド調整の見直し等による給付水準の削減、支給開始年齢の

(74) Retirement Commission, *2010 Review of Retirement Income Policy*, p.12. <<http://www.cfrri.org.nz/sites/default/files/docs/RI-Review-2010-Full-Report.pdf>>

(75) Statistics New Zealand, "National Population Estimates: September 2012 quarter." <[http://www.stats.govt.nz/browse\\_for\\_stats/population/estimates\\_and\\_projections/NationalPopulationEstimates\\_HOTPSep12qtr.aspx](http://www.stats.govt.nz/browse_for_stats/population/estimates_and_projections/NationalPopulationEstimates_HOTPSep12qtr.aspx)>

(76) Statistics New Zealand, "National Population Projections: 2011 (base)- 2061." <[http://www.stats.govt.nz/browse\\_for\\_stats/population/estimates\\_and\\_projections/NationalPopulationProjections\\_HOTP2011.aspx](http://www.stats.govt.nz/browse_for_stats/population/estimates_and_projections/NationalPopulationProjections_HOTP2011.aspx)>

(77) ニュージーランドの合計特殊出生率は、1977年から2011年の35年間において、1.9から2.2の間にあった。将来予測（中位推計）では、2012年の2.05から、2021年には1.96に下がり、2036年以降を1.90と仮定している。

(78) Statistics New Zealand, *op.cit.*<sup>(76)</sup>

(79) New Zealand Treasury, *New Zealand's Long-term Fiscal Statement: Challenges and Choices*, October 2009, p.53. <<http://www.treasury.govt.nz/government/longterm/fiscalposition/2009/lfs-09.pdf>>

(80) 1977年に公的年金の支給開始年齢が65歳から60歳に引き下げられ、給付水準が平均賃金の80%に引き上げられたため、年金給付費はGDPの7%程度まで上昇した。その後、給付水準を引き下げ、支給開始年齢を引き上げたことや、1930年代の出生率が低く、比較的に新規受給者が少なかったことなどにより、最近では、GDPの4%近くまで低下した。しかし、今後の人口高齢化により、今世紀半ばには、再びGDPの8%まで上昇すると見られている。 *ibid.*, p.54.

(81) Financial Services Council of New Zealand, *Pensions for the Twenty First Century: Retirement Income Security for Younger New Zealanders*, 2012, p.8. <[http://fsc.org.nz/site/fsc/files/reports/FSC\\_Pensions%20report%20%20FINAL%20Publication%2017%20June%202012%20copy.pdf](http://fsc.org.nz/site/fsc/files/reports/FSC_Pensions%20report%20%20FINAL%20Publication%2017%20June%202012%20copy.pdf)>

引上げ等による受給者数の抑制、ミーンズテストの導入、あるいは、これらの公的年金の縮小策の影響を相殺するための私的年金の拡充などが議論されている<sup>(82)</sup>。

## 2 スライド調整の見直し

NZSの給付額は、毎年、消費者物価指数に基づいてスライド調整される。また、スライド後の夫婦世帯に対する給付額は、平均賃金の65~72.5%でなくてはならない。すなわち、経済成長により賃金が上昇すれば、NZSの給付額は、賃金の65%を最低限として、賃金とともに上昇する。

このため、毎年のNZSの給付額のスライド調整を、物価上昇率のみで調整することで給付額を抑制しようとする提案がある。財務省の試算では、2017年から物価上昇率のみでスライド調整する場合、賃金上昇率を年に3.5%、物価上昇率を年に2%、実質賃金上昇率を1.5%と仮定すると、2050年のNZSのコストは、GDPの8%から5%程度に引き下げることができる<sup>(83)</sup>。この場合、夫婦世帯に対する給付の平均賃金に対する比率は、現在の66%から2050年には40%近くまで下がる。また物価上昇率を3%とし、実質賃金上昇率を0.5%と仮定しても、2050年における給付コストをGDPの8%から6.9%へ引き下げることができる。この場合、夫婦世帯に対する給付の平均賃金に対する比率は56%に低下する。

NZSの給付額のスライド調整を物価のみに限定すると、受給者の購買力水準を維持することはできるが、経済成長の成果を給付額に反映することはできない。また、コストの削減効果

は高いが、低所得の高齢者のために、例えば所得テスト付きの補足給付の導入などの対策が必要となろう。このため、NZSの給付額のスライド調整を物価上昇率と賃金上昇率の平均値で調整する案も提唱されている<sup>(84)</sup>。

## 3 支給開始年齢の引上げ

将来の年金給付費の増大の要因は、ベビーブーマーが年金受給世代になること、および高齢者の平均余命が延び続けることである。2011年に支給開始年齢の65歳に達した者は40,000人であったが、10年後の2021年は30%増の52,000人、20年後の2031年には43%増の57,000人に上ると見られている。

平均余命を見ると、1980年に65歳に達した者(1915年生まれ)の65歳時における平均余命は男性が14.6歳、女性が18.7歳であった。これが、2010年に65歳に達した者(1945年生まれ)の平均余命は男女とも約22年、2030年に65歳に達する者の平均余命は約24年と見られている<sup>(85)</sup>。つまり、今後の現役世代は、より多い受給者を、より長く支えなければならない。

1938年にユニバーサル老齢年金が導入されたとき、支給開始年齢は65歳に設定され、1977年に60歳に引き下げられた。しかし、その後の年金給付費の増大を受けて、支給開始年齢は1990年代に段階的に引き上げられ、2001年以降、再び65歳となっている。OECD諸国では、支給開始年齢を65歳以上に引き上げる国<sup>(86)</sup>も多く、ニュージーランドでもNZSの支給開始年齢の引上げが提案されている。

財務省は、支給開始年齢を2017年から2023年にかけて段階的に67歳へ引き上げ、その後

<sup>(82)</sup> Retirement Commission, *op.cit.*(74), pp.117-119 ; Matthew Bell et al., *Challenges and Choices: Modelling New Zealand's Long-term Fiscal Position*, New Zealand Treasury Working Paper 10/01, pp.66-67. <<http://www.treasury.govt.nz/publications/research-policy/wp/2010/10-01/twp10-01.pdf>>

<sup>(83)</sup> Bell et al., *ibid.*, p.66.

<sup>(84)</sup> *ibid.*, pp.66-67; Retirement Commission, *op.cit.*(74), p.118.

<sup>(85)</sup> Retirement Commission, *op.cit.*(74), p.126.

<sup>(86)</sup> アイスランドは既に67歳、オーストラリア、オランダ、デンマーク、アメリカ、ドイツは67歳へ引き上げ予定、アイルランド、イギリスは68歳へ引き上げ予定である。*ibid.*, p.62.



の平均余命の延びに応じて、2050年に69歳とするケースについて試算を行っている<sup>(87)</sup>。2017年は、隣国のオーストラリアで65歳から67歳へ支給開始年齢の引上げが始まる年である。1992年から2001年の支給開始年齢の引上げにおいても同様であったが、引上げにあたっては、影響を受ける年齢層への失業給付、障害給付の拡大などの経過的給付措置が必要である。引上げによる財政効果の一部は、これらの措置の費用によって相殺されることも計算に入れなければならないが、財務省の試算では、2050年におけるNZSの給付費のGDPに対する比率は、引上げにより8%から6.5%に削減できるとしている。

支給開始年齢の引上げにおいては、健康上の理由や肉体的に厳しい労働に就いていることなどにより、就労の継続が困難な高齢者も出てくる。このため、低所得の高齢者向けに、NZSの支給開始までの過渡的なミーンズテスト付きの給付の導入も提案されている<sup>(88)</sup>。

#### 4 高所得者への給付制限

普遍的な給付は、ニュージーランドの年金の特徴であるが、年金給付費の引下げの方法の1つとして、NZSを最も必要とする高齢者に限定する方法がある。すなわち、高所得の高齢者へのNZSの全額停止、あるいは一部停止である。我が国でも、税と社会保障一体改革の過程で、高所得者への基礎年金の減額が検討された。ニュージーランド財務省は、上位25%の高所得の高齢者に対するNZSの給付を半額カットする措置を2017年から5年間で段階的に導入すると、2050年におけるNZSのコストはGDP

の8%から7%へ減少すると試算している<sup>(89)</sup>。また、全額カットの場合は、GDPの6%へ減少すると見られる。ただし、このような改革は、年金受給者の就労を阻害するおそれがあることから、反対意見も強い<sup>(90)</sup>。

#### 5 キウィセイバーの拡大

支給開始年齢の引上げにあたっては、支給開始年齢まで就労を継続する、あるいはミーンズテスト付きの給付を導入するほか、キウィセイバーの貯蓄を促進して、その一部を支給開始年齢の引上げの間の収入に回すことが提案されている<sup>(91)</sup>。キウィセイバーの掛金の支払実績は、2012年において、最低限の2%を選択した者が6割を占めていた。これを、例えば、10年間で段階的に、賃金の10%(雇用主5%、被用者5%)に引き上げ、その一部は、退職時とNZSの支給開始時期までの間に、NZSと同程度の額が給付される有期年金を購入させるというものである。

これは、オーストラリアで1992年に導入された退職年金保障制度(Superannuation Guarantee)を参考にするものである<sup>(92)</sup>。オーストラリアでは、この制度はミーンズテスト付きの基本年金の補足年金として導入され、雇用主は9%の保険料を払わなくてはならない(2019年には12%に引き上げられることになっている)。この制度の導入により、40代前半以下の世代の年金の給付水準を比較すると、オーストラリアではニュージーランドの2倍になるといわれている。

この方法は、65歳から年金支給開始年齢までの間を、税でなく、掛金による積立金で賄う

(87) Bell et al., *op.cit.*(82), p.66.

(88) Retirement Commission, *op.cit.*(74), p.127.

(89) Bell et al., *op.cit.*(82), p.67.

(90) Financial Services Council of New Zealand, *op.cit.*(81), pp.8-9.

(91) *ibid.*, p.8.

(92) オーストラリアの年金制度については、中川秀空「オーストラリアの年金制度の現状と課題」『レファレンス』747号, 2013.4, pp.5-23. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8200259\\_po\\_074701.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8200259_po_074701.pdf?contentNo=1)>を参照。



ものである。NZSは賦課方式であり、資本を蓄積することがない。キウイセイバーへの掛金は運用益を生み、積立金の利益率が経済成長率よりも大きい限り（歴史的に見てもそうなっているとされている）、賦課方式より低い掛金で賄うことができ、あるいは、より高額の年金を賄うことができると主張されている<sup>(93)</sup>。

賦課方式から積立方式への移行は、一部の世代に多大な負担を求めることになる。というのは、親や祖父母の世代の給付を負担し、同時に自分自身の退職給付の一部分を負担する必要があるからである。しかし、20年後と比較すると、現在の現役労働世代に対する高齢者世代の比率は比較的low、状況はまだ良い。一部を積立方式とする退職所得保障制度への移行は、遅くなればそれだけ実現が難しくなると主張されている<sup>(94)</sup>。

おわりに

我が国では、マクロ経済スライドによる年金

給付水準の引下げや、年金支給開始年齢の引上げが議論されるなど、今後、公的年金の守備範囲の縮小が予想される。このため、企業年金などの私的年金を公的年金の補完と位置づけ、税制や補助金を使った本格的な私的年金の促進策を求める声がある<sup>(95)</sup>。支給開始年齢を引き上げる場合、自らの貯蓄によって高齢期の勤労所得と公的年金を補完できるよう、私的年金の役割を強化すべきといわれている。

とは言え、私的年金に強制的に加入させることは、負担を強制することになるため、困難が予想される。この点、ニュージーランドで導入されたキウイセイバーは、一定期間内に脱退する選択を認めつつ、私的年金に自動加入させる手法を用い、政府の補助やデフォルトのプランの設定など分かりやすい仕組みも相まって、高い加入率を確保しており、OECDから注目されている<sup>(96)</sup>。今後の我が国の年金改革の議論にも、参考になる点が多々あると思われる。

（なかがわ ひであき・専門調査員）

<sup>(93)</sup> Financial Services Council of New Zealand, *op.cit.*(81), p.9.

<sup>(94)</sup> *ibid.*

<sup>(95)</sup> 駒村康平「厚年基金改革の視点① 年金本体への損害、最小に」『日本経済新聞』2012.12.13, p.27.

<sup>(96)</sup> OECD, *OECD Pensions Outlook 2012*, pp.116-125.